

人間文化研究機構エネルギー管理規程

平成21年4月1日

人間文化研究機構規程第121号

平成21年11月12日改正

(目的)

第1条 この規程は、エネルギーの使用の合理化に関する法律(昭和54年法律第49号。以下「省エネ法」という。)に基づき、人間文化研究機構(以下「機構」という。)における、エネルギーの使用の合理化(以下「省エネ」という)に関する必要事項を定め、適切なエネルギー管理に資することを目的とする。

(適用範囲)

第2条 この規程は、機構本部及び機構の大学共同利用機関(以下「機関」という。)において使用される化石燃料、これを熱源とする熱(以下「燃料等」という。)及び電気について適用する。

(機構長及び機関の長の責務)

第3条 機構長は、機構におけるエネルギー管理に関する業務を統括する。

2 機関の長は、機関におけるエネルギー管理に関する業務について指揮監督する。

(エネルギー管理組織)

第4条 エネルギー管理に関する管理組織は、別図1のとおりとする。

(エネルギー管理統括者)

第5条 機構に機構長を補佐するエネルギー管理統括者(以下「統括者」という。)を置く。

2 統括者は施設担当理事とする。

(エネルギー管理企画推進者)

第6条 機構に統括者を補佐するためにエネルギー管理企画推進者(以下「企画推進者」という。)を置く。

2 企画推進者は機構本部施設課長とする。

(エネルギー管理員)

第7条 国立歴史民俗博物館及び国立民族学博物館にエネルギー管理員を置く。

2 前項のエネルギー管理員は、エネルギー管理士免状の交付を受けている者又はエネルギー管理員講習修了者のうちから機構長が選任する。

3 エネルギー管理員は、省エネ法に従って燃料等及び電気の使用の合理化に関する業務を掌理する。

(エネルギー管理)

第8条 この規程によりエネルギー管理に関する業務を行なう者は、業務を行なうに当り省エネの促進に努めるものとする。

(エネルギー管理責任者)

第9条 省エネ活動の推進を図るため、各機関に機関の長が指名するエネルギー管理責任者を置き、管理部長をもって充てる。

2 前項のエネルギー管理責任者は、当該機関における照明設備、空調設備及び昇降機設備等に関するエネルギー消費について適正な管理を行うものとする。

(エネルギー管理標準)

第10条 機構における省エネ法に基づく「工場又は事業場におけるエネルギーの使用の合理化に関する事業者の判断基準」(平成21年3月31日経済産業省告示第66号)に基づきエネルギー管理標準を別に定める。

(実施方法等)

第11条 省エネ活動の効果的な実施方法については、別に定める。

2 施設整備にあたっては、前条のエネルギー管理標準を守るよう設計を行う。

(教職員等の遵守事項)

第12条 教職員等は、エネルギー管理責任者等の指示の下に、節電、節水等エネルギーの消費減に努めなければならない。

(庶務)

第13条 エネルギー管理の庶務は、事務局施設課において処理する。

(雑則)

第14条 この規程に定めるもののほか、省エネに関し必要な事項は、機構長が別に定める。

附則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附則

この規程は、平成21年11月12日から施行し、平成21年10月1日から適用する。

エネルギー管理組織図

